

上伊那地域子ども応援プラットフォーム規約

(名称)

第1条 この会は、上伊那地域子ども応援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 子ども・若者支援を行う者が相互にネットワークを結び、子どもの居場所を開設しようとする者の求めに応じて、学習支援、食事提供、悩み相談等のノウハウを提供することにより一場所多役の子どもの居場所づくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 子どもの居場所づくりに関する情報交換
- (2) 子どもの居場所づくりに関する助言及び支援
- (3) 前条の目的に賛同する者への参加の呼びかけ及びネットワークづくり
- (4) その他、プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 プラットフォームは、第2条の目的に賛同する団体及び個人をもって構成する。

- 2 プラットフォームに参加しようとするものは、別に定める参加申込書（以下、「自己紹介シート」という。）を代表運営委員に提出して、プラットフォームの構成員（以下「構成員」という。）となることができる。
- 3 構成員は、プラットフォームを通じて営利を目的とした活動を行ってはならない。

(役員)

第5条 プラットフォームに次の役員を置き、運営委員は別表に定める者をもって充てる。

- (1) 代表運営委員 1名
 - (2) 運営委員 若干名
- 2 代表運営委員は、運営委員の互選により選任する。
 - 3 代表運営委員は、プラットフォームを主催する。
 - 4 運営委員は代表運営委員を補佐する。

(子ども応援会議)

第6条 プラットフォームの活動を実施するために、上伊那子ども応援会議（以下「応援会議」という。）を開催する。

- 2 応援会議は、代表運営委員が招集する。
- 3 応援会議は、参加を希望する構成員で構成する。
- 4 応援会議は、次の場合において開催する。
 - (1) 代表運営委員が必要と認めるとき。
 - (2) 構成員から議題を示して開催の依頼があった場合において、代表運営委員が開催の

必要があると認めるとき。

(3)子どもの居場所を開設しようとする者から支援の要請があったとき。

5 代表運営委員は、応援会議に必要と認める者の参加を要請することができる。

(関係機関との連携)

第7条 子どもの居場所の利用者のうち専門機関の支援が必要な子どもについては、必要な支援が得られるよう、速やかに連携を図るものとする。

(事務局)

第8条 プラットフォームの運営に係る事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の体制及び運営に係る規定は、代表運営委員が別途定める。

(連絡方法)

第9条 プラットフォームからの通知は、電子メールによるものとする。ただし、これにより難しい場合、その他代表運営委員が特に必要と認める場合には、書面により通知するものとする。

(規約の変更)

第10条 この規約を変更しようとするときは、応援会議に出席した構成員の過半数による議決を経なければならない。

(補足)

第11条 本規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、代表運営委員が運営委員の意見を聞いて別に定める。

附 則

本規約は、平成30年3月7日から施行する。

本規約は、令和元年6月5日から施行する。

本規約は、令和元年12月5日から施行する。

(別表)

役員	氏名	所 属
代表運営委員	古畑 克己	まちなの駅ふじや (木下に新しい居場所をつくろう実行委員会)
運営委員	小林 テル子	特定非営利活動法人 辰野自立生活支援の会あかり
運営委員	戸枝 智子	特定非営利活動法人子ども・若者サポートはみんぐ
運営委員	小林 成親	特定非営利活動法人山の遊び舎はらぺこ
運営委員	倉田 正清	特定非営利活動法人 NPO 法人 天竜川ゆめ会議
運営委員	片桐 美登	ばとな (こまがね市民活動支援センター)
運営委員	玉木 信博	(社)ソーシャルファームなかがわ
運営委員	伊藤 敬子	わいわいカフェこの指と〜まれ♪in 東春近